

(仮称) 二宮町パートナーシップ宣誓制度 (素案)

1 制度の趣旨

当町では誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら差別や偏見のないまちの実現を目指すため、その一環として、悩みや生きづらさを抱えているセクシュアル・マイノリティをはじめ、同性・異性を問わず互いを人生のパートナーであることを宣誓した町民の方々に寄り添っていくために、「(仮称) 二宮町パートナーシップ宣誓制度」を始めます。

この制度は、法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、互いを人生のパートナーとして、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指しています。

2 定義

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力し合うことを約した二者の関係をいう。

(2) 宣誓

パートナーシップにある二者が、町長に対し、パートナーシップであることを誓うことをいう。

3 宣誓することができる者

宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- (2) 町内に住所を有していること。又は一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に町内に転入を予定していること。
- (3) 現に婚姻していないこと。
- (4) 現に宣誓をしようとする者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が民法に規定する婚姻することができない続柄（宣誓をしようとする者同士が養子縁組を解消した場合を除く。）でないこと。

4 宣誓の方法及び必要書類

宣誓をしようとする者は、町職員の面前において、パートナーシップ宣誓書に自ら記入し、必要書類を添えて町長に提出する。

<必要書類>

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- (2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他の婚姻していないことを確認できる書類
- (3) 本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）

※(1)及び(2)は提出、(3)は提示

※町内への転入予定で宣誓をした者は、町内へ転入したことを証明する(1)を後日提出

5 通称名の使用

宣誓をしようとする者は、性別違和等で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

6 交付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
 - (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード（希望者のみ）
- ※原則、即日交付。ただし、書類の不備等があれば後日交付。

7 再交付

受領証等の交付を受けた宣誓者は、次に掲げる事項を理由とする場合、受領証等の再交付を申請することができる。

- (1) 受領証等を紛失、き損、又は汚損したとき
- (2) 氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項に変更があったとき

8 返還

宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を町長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 一方又は双方が町外に転出したとき（一時的な場合を除く。）
- (3) 宣誓が無効となったとき
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

9 その他

町長は、施策の推進に当たっては、この制度の趣旨を尊重し、宣誓者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

10 導入予定

令和4年（2022年）4月